

令和7年度 第2回 川西市介護保険運営協議会 議事録

日 時:令和7年12月19日(金)午後1時30分～午後3時30分

場 所:川西市役所 7階大会議室

出席者:

(出席):13名

吉岡 健一(会長)、上農 哲朗(会長職務代理者)、中村 敏美、樋口 淳一
本田 恵子、日下部 しづ子、山本 敏行、柏崎 靖久、高田 浩行
片岡 大雅、本田 美代子、大久保 徹雄、片峰 純子

(欠席):2名

鷲野 奈美子、木部 美代子

(事務局)

福祉部:船木部長、田中副部長

介護保険課:貞松担当課長、田村課長補佐、橋川

(傍聴人):0名

(その他):2名

ジェイエムシー株式会社

1. 開会

開会挨拶

2. 協議事項

(1)川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向けた各種調査
について

〈事務局説明〉

資料「川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向けた各種調査
について」参照

〈質疑応答〉

質問内容(質問者は委員):「Q」と表記する、回答内容(回答者は事務局):「A」と表記する

〈質疑応答〉

Q.3 ページ(2)の「あなたの近くに住んでいる家族や親戚がおられるか」という質問について、同居家族を含むか否かが不明確です。これにより、回答者によって解釈が分かれる可能性があります。誤解は生じないでしょうか。

A.同居家族は(2)の質問には含まれません。(1)で家族構成を質問しており、同居・非同居を区別して把握できるためです。

Q. 前回はどれぐらいの回答率だったのでしょうか。

A. 令和5年度の調査では、回収率は日常生活研究調査が66.6%、在宅介護実態調査が58.2%となりました。これは、未回収の方への催促を送付しなかったことため回収率が上がりませんでした。今回は、両調査ともに未回収者への催促を行う予定であり、これにより回収率の向上が見込まれます。

Q. QRコードなどネット回答の導入は検討されたのでしょうか。

A. 今回の調査では、高齢者の方々の利用を考慮し、QRコードやネット回答の導入を見送りました。まずは今回の調査でスマートフォンの利用目的や状況を詳しく把握し、その結果を踏まえて、3年後の次回の調査時に改めて導入を検討したいと考えております。

Q. 前々回は、ハガキを出したら回答率が結構あったという認識でよいのでしょうか。

A. 前々回は 回答率が80%以上ございましたのでハガキを出せば回収率が上がるという認識です。

(2) 中央地域包括支援センターのあり方について

〈事務局説明〉

資料「中央地域包括支援センターのあり方について」参照

〈質疑応答〉

Q. 川西市中央地域包括支援センターが廃止となること、社協が委託を受けられることについて決定事項なのでしょうか。

A. 最終的な意思決定にあたりましては、運営協議会委員の皆様からのご意見を十分に踏まえ、多角的な調整を経て決定される運びとなります。現状では、本方針の受諾主体として、社協が最も適切な機関ではないかと判断しており、現在、その方向で協議を進めているところでございます。

Q. 中央地域包括支援センターの方々が今後は社協で仕事をされるということではないのでしょうか。

A. 本件における実務は、中央地域包括支援センターからの出向者が継続して担うものではなく、社協の職員が担当することになります。現在、中央地域包括支援センターが担っている主な業務は多岐にわたり、具体的には、資料4ページに記載の地域包括支援センター運営に係る包括的支援事業のほかにも、在宅医療介護連携推進事業や認知症総合支援事業などもあります。それら業務の一部について、社協に新たに設置する相談窓口で実施し、そのほかの業務は介護保険課で実施することを想定しております。

Q 市の直営業務を社協へ委託することに対し、市民の安心感喪失、行政の地域課題への肌感覚・当事者意識の希薄化、社協への過度な負担、ひいては市全体の福祉レベル低下が懸念されます。数年後の担当者交代による市民ニーズとの乖離も危惧されるため、委託後も行政が主体的に関与し、社協との綿密な連携と継続的なバックアップ体制を強く求めます。なお、今回の委託は随意契約でしょうか。その根拠もご教示ください。

A. 市直営基幹型包括が設置されていることが市民の安心感につながることは十分認識しております。しかし、委託後も地域包括支援センター運営の責任は市にあり、定期的な協議や国の包括評価制度を通じて、運営状況や課題を把握し、必要な支援を実施してまいります。また、今回の委託は、社協の強みを活かし、複合的課題を抱えた人への対応や、地域包括支援センターをはじめとする専門職支援を強化するための総合相談支援体制構築が目的であり、市民へのよりきめ細やかな支援が可能になると考えています。なお、委託契約に関しましては、業務の性質や目的、社協が持つ連携体制や実績を鑑みると、他の事業者では同等の機能を発揮できないため、社協以外に実施可能な団体はないと判断しており、現時点では随意契約が妥当であると考えています。

Q. 質問ではありませんが、薬剤師会はこれまで社協と距離があったが、全世帯サポートの必要性や薬の啓発を通じた社会貢献の重要性を理解している。地域包括の取り組みにおいて、今後は社協と前向きに協力していきたいと考えています。

A. ご意見ありがとうございます。3 師会の皆様とは主に在宅医療介護連携推進事業で連携しており、個別ケース対応や介護予防でもご協力いただいています。現在、ご協力いただいている事業に関しましては、介護保険課として実施することになります。令和 8 年度からの 1 年間を移行期間としていますので、新たな相談窓口担当者も含め、引き続き連携を深めてまいります。

Q. 中央包括の名称は変わるものの、機能の一部は社協に、市が担うべき事業は介護保険課引き継ぐため、サービス自体は継続し、市民やケアマネの利便性は損なわれないと認識しています。市への確認事項として、これまでの実務担当会議での情報収集を今後行政が担うのか、社協に委ねるのか。また、これまで中央包括が担っていた各地域包括への管理・監督(実地指導等)の責任が、今後どのように担保されるのかを伺います。

A. 年 2 回の包括の運営に関する「管理者会議」は市が実施します。月 1 回の「実務担当者会議」は、今後は社協が担当していくことを検討しております。具体的な方法については、令和 8 年度中に委託型包括の意見もふまえよりよい形となるよう検討します。また、中央包括廃止後の委託型包括への指導・監督のあり方も、今後の検討課題であると考えています。

3. その他

第 3 回川西市介護保険運営協議会は令和 8 年 3 月 19 日(木)午後 1 時 30 分より川西市

市役所 7 階大会議室にて開催予定。